



熊本県公報

号外 第51号
令和3年(2021年)
10月13日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 2
○熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(県政情報文書課) 3
○熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	(情報政策課) 3
○熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	(子ども家庭福祉課) 3
○熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例	(道路整備課) 4
○熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(下水環境課) 7
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	(港湾課) 8
○熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部交通規制課) 8

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 家畜検査手数料のうち牛海綿状脳症以外の検査手数料の徴収方法の見直しに伴い、牛海綿状脳症検査手数料を新設することとした。(第2条関係)
- 2 ヨーネ病の検査手数料の納付時期を見直すこととした。(第3条関係)
- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。
- 6 1及び2に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。(附則第3条関係)

◇熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 統計法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第32条、第32条の5関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第32条第1項第1号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第1条、第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 乳児院等の長の資格のうち、児童福祉司となる資格を有する者又は社会福祉主事となる資格を有する者に必要な従事期間について、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事した期間を相談援助業務(児童その他の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。)に従事した期間に改めることとした。(第29条、第37条、第60条、第98条、第106条関係)
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を定めることとした。(第2条の2、第32条-第46条関係)
- 2 基準の適合対象に自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を加えることとした。(第4条-第7条、第44条-第47条関係)
- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第2条、第13条、第14条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 下水道法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第10条、第15条関係)
- 2 この条例は、公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 八代港国際旅客船拠点駐車場及び緑地の休業日及び開業時間について定めることとした。(第15条関係)
- 2 指定管理者による管理を行う港湾施設に、八代港国際旅客船拠点の県有施設を追加することとした。(第17条関係)
- 3 その他規定の整理を行うこととした。(第16条、第17条関係)
- 4 八代港の駐車場及び緑地の使用料の追加を行うこととした。(別表第1関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4は、令和3年12月1日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 基準に適合する信号機として、スマートフォン等に対して歩行者用青信号の表示に関する情報を送信する機能等を有する音響信号機を加えることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第41条

熊本県手数料条例の一部を改正する条例
 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。
 第2条第1項第259号中「検査(」の次に「牛海綿状脳症の検査を除き、」を加え、
 同号クを削り、同号の次に次の1号を加える。
 (259)の2 家畜伝染病予防法第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の
 規定に基づく家畜の検査(牛海綿状脳症の検査に限り、同法第5条第1項の規定に基
 づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)
 牛海綿状脳症検査手数料 1頭につき 4,500円
 第2条第1項第261号中「第31条第2項」を「第31条第3項」に改める。
 第3条の表第2条第1項第644号の3、第646号、第650号の3及び第657号
 の手数料の項の次に次のように加える。

第2条第1項第259号の手数料(家畜 伝染病予防法第5条第1項の規定に基づ く家畜の検査(ヨーネ病の検査に限る。))に限る。)	家畜の検査を受け ようとする者	納付すべき手数料 の額を通知した日 から15日以内
---	--------------------	---------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第261号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。
(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第1手数料の項第241号から第243号までを次のように改める。
241 牛海綿状脳症検査手数料
242 及び243 削除
別表第1手数料の項第575号及び第575号の2を次のように改める。
575 及び575号の2 削除

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年10月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第42号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例
熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。
第32条第1項第1号中「第52条第1項に規定する」を「第52条第1号、第3号及び第4号に掲げる」に改める。
第32条の5第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第32条第1項第1号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年10月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第43号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。
第1条及び第3条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年10月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第44号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。
第29条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）」を「相談援助業務」に改める。
第37条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。
第60条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。
第98条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。
第106条第1項第4号ア中「児童福祉事業」を「相談援助業務」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号イ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。
附 則
1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

一ターについて準用する。
 3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)
 第37条 第17条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)
 第38条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車の利用に供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設し、視覚障害者を誘導するものをいう。以下同じ。）その他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)
 第39条 旅客特定車両の通行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)
 第40条 第31条の規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、同条第2項第1号ア中「第26条各号に掲げる構造の通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第26条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)
 第41条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第32条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造であること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 戸を設ける場合には、当該戸は、次に掲げる構造であること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造であること。
 - ウ 車椅子使用者の通過に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
- (3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出で対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。
 3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)
 第42条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口を設置する場合は、この限りでない。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和3年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第46号

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。
 第10条及び第15条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第47号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。
第15条中「限る。）」の次に「及び八代港国際旅客船拠点にある港湾施設（県有の施設に限る。）」を加える。
第16条第2項中「（三角港波多マリーナにある港湾施設に限る。）」を削り、「三角港波多マリーナにある港湾施設（管理棟及び係船専用浮棧橋であつて短期使用に係るものに限る。）」を「当該指定管理者が管理を行う港湾施設」に改める。
第17条第1号ア中「の施設」の次に「をいう」を、「同じ。）」の次に「及び国際旅客船拠点にあるもの（県有の施設に限る。）」を加える。

別表第1中

八代港国際旅客船拠点駐車場	国際旅客船乗客用観光バス1台につき	2, 0 0 0 0 0	
八代港国際旅客船拠点駐車場	国際旅客船乗客用観光バス1台につき	2, 0 0 0 0 0	
八代港国際旅客船拠点駐車場	その他寄港日（法第2条第3項に規定する国際旅客船の寄港日をいう。以下同じ。）	7 7 0 0	照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。
八代港国際旅客船拠点駐車場	寄港日以外の日	9 9 0	

を

に改める。

別表第1船舶のための給水施設の部の次に次のように加える。

緑地	八代寄港日	1平方メートル当たり1日につき	7 7 0 0	照明設備を使用する場合は、実費を別途徴収する。
緑地	八代寄港日以外の日	1平方メートル当たり1日につき	9 9 0	

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和3年12月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第48号

熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例
熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例（

平成25年熊本県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「もの」の次に「(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。